

## 施策名：地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業（仮称）

### 施策概要

地上放送のデジタル化の達成に必要な以下の送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル全面移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保する。

#### 【考えられる施策例】

- ① デジタル中継局整備支援 民間放送事業者の自力建設が困難であると認められる中継局整備（約800局）に対する補助  
《約20億円／年》
- ② 辺地共聴施設のデジタル化支援 中山間地域等の共聴施設（約2万施設）のデジタル化のための改修に対する補助  
《約25億円／年》
- ③ デジタル混信等対策 他の電波の混信等により、デジタル放送を良好に視聴できないケースへの対策  
《約10億円／年》
- ④ デジタル受信相談体制の整備 ②や③等に関連した視聴者からの相談に対する対応（各地域に現地対策組織を設置）  
《約20億円／年》

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	約75億円	約75億円	約75億円	約225億円

### 電波利用料財源として支弁する理由

- ・本施策は、他の無線局に混信を起こさずにアナログ放送と同等のデジタルテレビジョン放送の視聴エリアを確保する電波の適正な利用の確保に関する事務として、電波法第1条の「電波の公平且つ能率的な利用の確保」にも適うものである。
- ・アナログ周波数変更対策と同様に、周波数が逼迫している中で地上デジタル放送への移行がもたらす受益は、さまざまな電波利用分野の無線局免許人全体が享受するものであることから、これは無線局全体の受益を直接の目的とするものと位置付けることができる。
- ・また、視聴者にデジタル放送を行き渡らせるために高出力の大規模中継局による方法ではなく、共聴施設の設置による方法や比較的小規模な中継局による方法を用いることは、電波の効率的な使用を可能とするとともに、他の無線局にとっても混信を受けることなく無線通信を行うことができる受益があることから無線局全体の受益になるという見方もできる。
- ・なお、本施策は、2011年のデジタル放送への完全移行を達成するまでの限られた間において送受信環境の整備が必要となるエリアを限定して実施されるものである。

# 「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業」における ご指摘に対するご回答

---

## 1. 「デジタル混信等対策」に対し、電波利用料財源を支弁することについて

- ア. 無線局間の混信解消は、本来民間で解決されるべき問題。
- イ. しかしながら、デジタル混信等の問題について、民間での対応にすべて委ねては、2011年7月24日までという極めて限られた期間内に円滑かつ確実にアナログ放送を終了することは困難。
- ウ. また、これらの混信は、アナログ放送からデジタル放送への移行の過程で、逼迫した放送用の周波数事情から、やむを得ず発生するものであり、当該事業者の責任に帰し難いという特殊事情もある。
- エ. 本施策はこのような考え方により電波利用料を充てるものであり、放送事業者の自助努力による対応が困難な場合に限って国が対策を講じるもの。

## 2. 「デジタル受信相談体制の整備」に対し、電波利用料財源を支弁することについて

- ア. 本施策は、辺地共聴施設のデジタル化やデジタル混信等に関する視聴者からの相談への対応を中心として行うことを予定しているものであり、「辺共聴施設のデジタル化支援」や「デジタル混信等対策」を効果的に行うための施策と位置付けられるもの。
- イ. したがって、本施策についても電波利用料を財源として支出することが適切と考えるもの。
- ウ. また、電波利用料をこのような相談業務に充てることについては、アナログ周波数変更対策業務における現地対策センターをはじめすでに実績があるもの。
- エ. なお、本施策はデジタル化への円滑な移行を目的としてなされるものであるからその期間は限定されるもの。